

令和2年度社会福祉推進事業（厚生労働省）
「福祉サービスの第三者評価のあり方に関する調査研究事業」の概要

一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会

1 調査研究事業の目的

福祉サービス第三者評価事業のそもそもの目的は次の二点とされています（「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」より）。

- ① 個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること
- ② 福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資する情報となること

今回の調査研究事業は、これらにおける現状と課題を整理するとともに、同事業の今後の改善策を提言しようとするものです。

2 調査の実施方法

(1) 調査の主な実施方法

- ① アンケート調査—道府県推進組織、全評価機関、受審事業所（令和元年度受審）
- ② ヒヤリング調査—都道府県推進組織 6か所程度

(2) 検討委員会の設置

学識経験者等による検討委員会を設置して、以上の調査によって得た結果を整理・分析し、提言をとりまとめます。

3 アンケート調査票

(1) 調査票A—①道府県推進組織、②評価機関、③受審事業所

各々の組織の現状と課題、福祉サービス第三者評価事業の改善のために期待される取組みなどについて伺うものです。

(2) 調査票B—①評価機関、②受審事業所

「利用者の適切なサービス選択に資する」という観点から、特に内容評価基準について細目ごとに、どの程度に役立っているかを伺うものです。

4 用語の省略

アンケート調査票においては以下のように用語を省略表記しています。

用語	省略した表記
福祉サービス第三者評価事業	第三者評価
都道府県における福祉サービス第三者評価事業の推進組織	推進組織
都道府県	県
福祉施設	事業所

5 調査結果の公表

調査研究事業の結果は当法人のホームページで広く公開します。